

三保忠夫 『鷹狩と王朝文学』（吉川弘文館、2018年）

森田，喜久男
淑徳大学人文学部：教授

<https://doi.org/10.15017/2236364>

出版情報：鷹・鷹場・環境研究. 3, pp.125-128, 2019-03-22. Faculty of Arts and Science, Kyushu University
バージョン：
権利関係：



<書評>

三保忠夫『鷹狩と王朝文学』

(吉川弘文館、2018年)

森田 喜久男
MORITA, Kikuo

はじめに

本書の著者である三保忠夫氏は、近年、宮内庁書陵部に所蔵されている鷹書の調査を精力的に行ってきた。その成果は、『鷹書の研究 宮内庁書陵部蔵本を中心として』（和泉書院 2016年）にまとめられ、本誌創刊号において兼平賢治氏により紹介されたところである。

本書は、この鷹書の調査を進める中で、日本の鷹狩の具体相を理解できていなければ、十分な調査ができないという認識のもとに、「王朝時代」の鷹狩を史料にもとづき概観した上で、「王朝文学作品」に見える鷹狩に関わる語彙の解釈を行ったものである。

1 本書の内容

まず、本書全体の構成を目次により示す。

第1部 古記録における鷹狩

序

第1章 鷹狩（鷹・鷓・隼）

第2章 鷹狩の勅許と禁制

第3章 おわりに

[補説] 「たか（鷹）」・「はやぶさ（隼）」について

余論 鷹を数える助数詞

第2部 『万葉集』の鷹狩

第1章 大伴家持の鷹歌

第2章 「矢形尾」について

[補説] 「相鷹経」・「鷹ノ相経」について

第3章 「蒼鷹」について

[補説1] 「おおたか（大鷹）」について

[補説2] 『中興禅林風月集抄』について

[補説3] 『広雅』について

[補説4] 「兎鶉」について

第4章 「大黒」について

第5章 「手放れ」「手かへる」、「乎知」について

第6章 「真白部」について

[補説] 「白鷹」について

第7章 「麻之路能鷹乎」について

余論 関連する語彙

第3部 王朝物語の鷹狩

第1章 『宇津保物語』の鷹狩

第2章 『源氏物語』の鷹狩

第3章 『増鏡』の鷹狩

本書は、「古記録史料」に見える鷹狩記事の分析を通して鷹狩の歴史を展望した第1部と、「王朝文学作品」に出てくる鷹狩に関わる語彙の分析から公家社会における鷹狩の実態に迫った第2

部・第3部に大別される。

第1部第1章は、古代の文献史料を精査し、鷹狩に関わる記述を拾い上げた上で、主鷹司や放鷹司などの鷹狩に関わる官司や鷹狩に用いられた鷹や犬の貢上体制、天皇の命令により諸国に派遣された狩使、天皇による鷹狩の実例、鷹狩に参加した官人と鷹犬の関わり、御鷹飼の申文など、鷹狩の基本的な事項について解説がなされている。

第2章では、本来、「天皇の首長権の象徴とされた」鷹狩の勅許や禁制の事例について史料にもとづき解説がなされている。

第3章では、我が国における鷹狩の歴史を

第Ⅰ期 古代—天皇・公家政権下における放鷹

第Ⅱ期 中世—武家の進出・展開、地方勢力を
基盤とする放鷹

第Ⅲ期 近世—封建君主制下における放鷹
の3期に分けている。その中で、天皇の特権とされていた鷹飼の技術（飼養・医薬等）が、国家体制の変化、摂関政治の出現以降、下層社会、または地方へ拡散していくという見通しを示す。

余論では、鷹に用いられている様々な助数詞の成立の背景が指摘されている。たとえば、「聯」や「連」は鷹を操縦するための足緒に因み、「居」は鷹を臂に据えるところから始まったとする。

第2部は、『万葉集』の鷹狩」というタイトルだが、その分析の出発点となっている史料は、『万葉集』巻17—4011の「放逸せし鷹を思ひ、夢に見て感悦して作りし歌1首」という題詞で始まる長歌とこれに対応する4012の短歌、及び巻19—4154・4155の短歌、あわせて4首である。いずれも大伴家持が越中守在任時の作品である。

まず第1章では、上記4首の作品の概要が解説される。

第2章は、上記の作品4011・4012・4155に見える「矢形尾」の分析がなされ、鷹の尾羽の矢の形をした斑を意味するものとする。

第3章は、家持が失ってしまった「大黒」という鷹について、作品4011において「大黒者蒼鷹之名也」という注記をなぜ行ったのか、その意図

をさぐったものである。

第4章は、家持の愛用していた「大黒」という鷹の名称の由来を明らかにしたものである。著者によれば、「大黒」は、大黒符という体色上の特徴により命名されたものである。この大黒符とは、下嘴の下部から尾すげまで針を並べ立てたような黒符がびっしりとついた斑紋をさすという。

第5章では、作品4011において原文に「手放毛」とある箇所が「手放れ」と訓読されてきたことに疑義を呈し、「手放し」と読むべきであると述べる。その対義語が「手かへる」であるという。

第6章は、作品4154に見える「真白部」について検討したもので、真っ白（純白）ではなく、白い斑の意味であるとする。「真白部乃多可」とは白斑の目立つ蒼鷹の美称であるという。

第7章は、作品4155に見える「麻之路能鷹」について検討したもので、近世以降は「真白の鷹」と理解されてきたが、眉の白い鷹であろうとする。

第3部は、平安時代の文学作品である『宇津保物語』、『源氏物語』、そして、南北朝期に成立したと考えられる『増鏡』に見える鷹狩の描写から当時の鷹狩の実態に迫ったものである。

著者は、この3つの物語を「王朝物語」として一括し、そこに表現された鷹狩の記述をもとに公家社会における鷹狩の実態に迫ろうとしている。

第1章では、『宇津保物語』に見える「鶴」や「ないとり合はせ」、「こたか」、「くまたかかり」といった語句に注目し、平安時代中期の貴族社会における鷹狩の実態は「大鷹狩」ではなく、「鶴」による小鷹狩が中心ではなかったのかという指摘がなされている。

第2章では、『源氏物語』の「桐壺」・「松風」・「行幸」・「藤裏葉」・「柏木」・「夕霧」・「手習」の諸巻に見える鷹狩関係のエピソードを分析し、それらのエピソードが成立するための歴史的条件を考察したものである。

たとえば、「桐壺」の鷹狩の記事は、摂関大臣大饗の場において「引出物」に「鷹一聯・馬一匹」が用いられるような史実を前提にしていること、

「松風」の「おぎのえだ」に「ことり」を付ける作法は、「鳥柴」の作法を踏まえた表現であることなどを指摘する。

また、「行幸」の記述は、延長6年12月5日の大原野行幸の例を踏まえていること、「藤裏葉」については、六条院の行幸の場面で、左近衛少将が魚を、右近衛少将が鳥一つがいを献上し、これが料理されて御膳に供される場面で、素材となった儀式書や日記の記載を紹介する。そこには猟場に料理人が同行し、御厨子所から調理具を持って行き、「鷹人」が獲った「雉」を「料理」し御膳に進める旨の記述がなされている。

「柏木」では、「好み給し鷹、馬など、その方の預りどももみな、つく所なう思ひうじて」という記述に注目し、柏木は大勢の従者を引き連れて鷹を臂にして馬を馳せていたのであり、自身の家に与えられた「鷹の勅許」を誇りとし、鷹狩を愛好していた。紫式部はそのような柏木像を描こうとしていたのではないかと指摘する。

「夕霧」では、「ものおぢしたる鳥のせうやうのものやうなるは」という一節に注目し、鷹の習性や習癖を素材にした表現ではないかとする。

「手習」では「小鷹狩のついでにおはしたり」という表現が注目され、ここでも小鷹狩が野外に開かれた技芸の一つとして広く公家社会に広まっていたという事実が確認される。

第3章は、『増鏡』第10の「老のなみ」に見える一節、六条殿の長講堂が再建されて間もない頃に兄弟仲の良くなかった後深草院と亀山院が伏見の御所で再会する場面から筆を起す。

すなわち、楊梅兼行が雲雀を荻の枝に付けて進上したが、これは『源氏物語』の「松風」をヒントにした趣向であった。これに対して後深草は、京極為兼を召して、その趣向の是非を問うと、為兼は「納得できない」と答えたという。

著者は、このエピソードを問題とし、『増鏡』は果たして楊梅兼行の無作法をあげつらい、後深草や為兼の見識を賛美しようとしたのか、この点を問題とした。

その結果、兼行は鷹狩の故実や作法にも通じており、京極派歌壇の一人でもあったこと。対する為兼は、古典的なオーソドックスな詠風にある宗家二条派歌壇を超えようと日夜腐心しているような存在なのであって故実や古歌などは念頭になかったことなどを指摘し、このようなエピソードの時代背景として、公家の狩猟は衰退しつつあり、鷹狩をもって新鮮な情感を詠い上げることが難しくなっていたと結論づける。

2 本書の成果と残された課題

本書の成果として、まず特筆すべき点は、文学作品における鷹狩関係の言葉の意味を明らかにしたことである。

筆者も含めて、これまでの文献史学の研究者は、文学作品を正面から取り扱うことをしなかった。もちろん秋吉正博氏『日本古代養鷹の研究』（思文閣出版 2004年）のように『万葉集』に記された大伴家持の鷹に関わる作品を取り上げたものもあるが、文学作品の利用はあくまで副次的なものにとどまっていたのである。

これについては、かつて土田直鎮氏が『源氏物語』などの文学作品ではなく、貴族が残した日記や儀式書によって平安時代の歴史を叙述した『王朝の貴族』（中央公論社 1965年）以来、古代史研究者の多くがとってきたやり方であり、それ故に一部の研究者を除き文学作品を史料として用いることをしなかった。近年ではそのような風潮は改められつつあるが、今後の平安時代史の研究は、古記録・古文書・物語の三位一体で進める必要がある。本書はそのことを改めて認識させるものであった。

たとえば、本書において、『宇津保物語』における鷹狩のエピソードから、平安時代中期以降、貴族社会において小鷹狩が流行していたことが明らかにされたが、平安時代において王権が独占していた鷹狩がどのような形で貴族社会や地方に普及していくのか、このプロセスを解明するた

めの手がかりが与えられたと言える。

また、狩猟における獲物の献上儀礼などが『源氏物語』の「藤裏葉」により明らかにされたことも有益であった。獲物がどのように料理され、どのような作法で献上されるのか、その実態について儀式書や日記、六国史などは詳細には語らない。断片的な記述から具体像を再現する場合、物語の表現方法は有力な武器となる。

また、本書の強みは、言うまでもなく国語学や国文学の手法が活かされているということである。たとえば、『万葉集』に見える鷹詞の解釈がどのように変遷したかといった問題について、中世の鷹書・歌学書から始めて近世・近代における注釈書に至るまで詳細な説明がなされる。膨大な鷹書を博搜した著者の学識が発揮されていると言える。それらを読み進めるうちに、『万葉集』を鷹狩の史料として用いる際には、近世における解釈をいかに相対化するかといった点が問題となることに気づかされた次第である。

このように本書からは多くを学ぶことができたが、いささか疑問を持った箇所もあった。あくまでも瑕疵に過ぎないが、以下に指摘させていただきたい。

本書の第1部の序において、著者は「論考以前における鷹狩の事実を網羅した素朴な白書様の報告書が望まれたのである」と指摘し、「時の経過に沿って客観的・総合的に事実(事件)を連ねた、いわば『年表』のような調査報告書」が必要であることを述べている。

第1部は、まさにそれを著者なりに実践しようとしたものであり、「簡明な『鷹狩に関する諸記録』をまとめ、傍らに置」くだけでなく、「大方の研究者にもこれを提供したい」というお考えには敬意を表したい。

ただその場合、利用させていただく立場からあえて申し上げると、たとえば『続日本紀』などは、新訂増補国史大系本の他に、新日本古典文学大系の校訂の成果もある。このような近年の研究成果についても配慮していただけたらと考えた。

また、第1部第1章の8頁のところで、放鷹司の所管が兵部省から民部省に替わったことを指摘し、その根拠として『正倉院文書』正集2に見える天平17年4月21日付の兵部省移を掲げるが、この古文書の「移」は、冒頭に「兵部省移民部省」とあるごとく、あくまでも兵部省から民部省に発給した文書の様式が「移式」という文書の形であることを示しているのであって、放鷹司が兵部省から民部省へと移管されたことを意味するものではない。この文書は、放鷹司から派遣されて甲賀宮で労役に従事している直丁や厮丁に米、塩、布などの支給を申請したものである。

また、歴史研究者として違和感を感じるのは、第1部の題名を「古記録における鷹狩」としていることである。著者は、序において「『古記録』とは、我が国古代の記録類で、古文書類と共に歴史学研究、日本語学・文学研究などの基本的な史料とされる」とあるが、私達、歴史研究者が「古記録」と称した場合は、それは天皇や貴族などが残した日記をさすのが一般的である。

おわりに

本書は公家社会における鷹狩研究の手引きとして後学に恩恵を与える書物である

私が、30年以上も前に卒業論文で、鷹狩を含めた古代の狩猟をテーマにした時、参照すべき文献としては、『古事類苑』鷹部と宮内庁式部職『放鷹』と弓野正武氏の研究しかなかった。あの頃、本書と出会っていたら、私の卒業論文はもう少し違ったものになっていたのではと思う。

著者に整理していただいた古代の鷹狩に関わる様々な事象を深化拡充させることが、私達後学に求められる課題である。

〔謝辞〕本研究は、JSPS 科研費 JP16H01946 の研究助成を受けたものです。